

議事日程第2号

令和2年6月16日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～4番)

出席議員(11名)

| | | |
|-----------|-----------|------------|
| 議長 高山 由行 | 1番 清水 亮太 | 2番 福井 俊雄 |
| 3番 奥村 悟 | 5番 安藤 信治 | 6番 伏屋 光幸 |
| 7番 安藤 雅子 | 8番 山田 儀雄 | 10番 大沢 まり子 |
| 11番 岡本 隆子 | 12番 谷口 鈴男 | |

欠席議員(1名)

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 町長 渡邊 公夫 | 副町長 寺本 公行 |
| 教育長 高木 俊朗 | 総務部長 須田 和男 |
| 民生部長 加藤 暢彦 | 建設部長 伊左次 一郎 |
| 企画調整 担当参事 中井 雄一郎 | 教育参事兼 学校教育課長 山田 徹 |
| 総務防災課長 各務 元規 | 企画課長 山田 敏寛 |
| 環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直 | 亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次 |
| 税務課長 金子 文仁 | 住民環境課長 石原 昭治 |
| 保険長寿課長 大久保 嘉博 | 福祉課長 小木曾 昌文 |
| 農林課長 高木 雅春 | 上下水道課長 鍵谷 和宏 |
| 建設課長 早川 均 | 会計管理者 可児 英治 |
| 生涯学習課長 古川 孝 | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------|-------------------|
| 議会事務局長 中村 治彦 | 議会事務局 書記 大脇 敬之 |
|--------------|-------------------|

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願ひします。

御嵩町議会のコロナ対策として、本日の一般質問に際し、傍聴自体は制限はかけておりませんが、傍聴者の方のマスク着用の上、手指消毒をお願いしており、密集・密接を避けるため、傍聴席を3分の1程度にしてあります。

また、質問のほうも議員同士の申合せにより大項目1問とし、質問時間も質問、答弁合わせて通常の半分の30分程度を目標としてありますので、併せてよろしくお願ひします。

全部で7人の議員の通告がありましたが、スケジュール的にも密にならないよう、2日に分けて、本日4人、明日3人にしましたので、よろしくお願ひします。

一般質問を始めます。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

どうもおはようございます。朝からよろしくお願ひします。

議長のお許しを頂きましたので、さきに通告した通告書どおりに一般質問をさせていただきます。

今回の質問はコロナウイルスの対策についてお聞きいたします。

なお、町政に携わられている方々は、今回初めての経験に対して、常日頃の努力に対して深く感謝申し上げます。

まず初めに、このたびのこの事態に対して、私は一般質問をする前にいろいろな方に話をお聞きいたしました。全く影響がないという方はほとんど皆無であります。私も商売をやっているの、商工業者に特に特化してお聞きしたことをお話しします。

影響の少ない商店で2割から3割のマイナス、理美容業店で3割から4割、一般企業でも自動車関連の企業では3割から5割のマイナス、3交代制の工場は1交代になり、また休業している企業もあります。従業員は自宅待機を強いられ、その中の多くの方は、給料は6割程度に減らされて、住宅ローン等の支払いができかねる状況になっているということです。

最大の影響は、多くの方々が言うとおりの、飲食店とその従業員です。6割から9割の売上げが落ちている飲食店が多く、そしてその間、自宅にいることを強いられ、収入がゼロに等しくなっている従業員です。

また、鬼岩温泉では、3月、4月で1,000万円以上の予約がなくなって、8割から9割売上げが減少しています。しかし、毎月の固定費は100万円から200万円かかり、これは支払い続けなければいけないということでございます。

持続化給付金を1か月以上前に提出しても、いまだに何の連絡もなく、今これは問題が起きているとおりの話です。電話もつながりにくいということです。

じゃあ無利子・無担保のお金を借りたらどうかという話をしても、この事態がいつまで続くか先の見えない事態で、とても返す当てがない、そういうことでございます。それで、御嵩町と八百津町両方の商工会にお聞きしたところ、思っていたほどの利用率ではないという話でした。どこも返す当てのないお金は借りられない、これが多くの方々の意見です。

この意見を聞いて、以下の2点について御質問をさせていただきます。

まず1点目、上記の申し上げてきたお困りの方々に、今後どのような考えで町は取り組まれるのか、それをお答えください。

2点目として、町長が防災無線でお話のとおり、第2波、第3波の可能性が大きいと思います。町民はこれまでと同様に3密を避け、マスクをして外出を控えるように今後ともしていかなければならないと思いますが、この第2波、第3波に対しての町としての予防処置は何かお考えですかということの以上2点について質問させていただきます。

この場は質問する場で、あまり意見を述べる場ではないということは重々承知しておりますが、緊急の事態ですので、申し訳ありませんがそれをお許してください。

1のお困りの方に対して私は、今、6月1か月の水道料金を無料に全家庭もしていただいているのですけれども、この飲食店、温泉に対しては、この無料を3か月ほど延長していただ

ないかということでございます。お困りの方のスズメの涙程度のことでございますが、御嵩町としての誠意を示していただければどうかということでもあります。

2番目の第2波、第3波予防に関しては、一番怖いのが、今学校が始まって教育の場で感染が拡大するのが一番心配であります。ところが、今後、今日もそうですけれども、夏が近づき本番になり気温が上昇してきます。果たして子供たちがマスクをし続けることができるでしょうか。僕は容易ではないと思います。幸い全ての一般教室でエアコンが入っています。できれば町内のどこかの企業、またはこの可茂地区でもいいんですけれども、フェースシールド、もしくはデスクシールドを作って提供していただけないでしょうか。子供たちに配ることができないだろうか、そう思っております。

次に、御嵩町民全ての知恵を結集してコロナに対する対策の考えを募集したらと思います。そして、提出された方にテークアウトや飲食店の無料券を配付していただければと思います。この御嵩町民全員でコロナに対して考えて、全国に考えを示せたらなと思っております。

勝手なことを申し上げて申し訳ありませんけれども、今回のこの事態は、ある意味戦後最大の世界中を覆う恐怖だと思います。何とか1人が1人を助けるつもりで乗り切らねばならないと思っております。戦後すぐの人は目の前におる人を1人がずうっと助ける、そんな気持ちで生活をしてきたと思います。今がその時期だと私は思っております。

以上、長々とお話ししましたが、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

後段の提案が幾つかありましたが、それも含めて答弁のほうをお願いします。

まず最初、①番に対して、総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

おはようございます。

御嵩町職員として最後の年に初めて一般質問の御答弁の場に立たせていただくことになりました。コロナ禍での一般質問でもあり、多くの議員よりお気遣いを頂きましたこと、大変ありがたく思っております。

それでは、いつもとは少し違う緊張感の中で私にとって初の質問者となりました福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への質問は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、中小・小規模事業者、中でも飲食店や旅館等の影響が大きいですが、町としてどのような考えで取り組んでいくのかというものでございます。

まずもって、令和2年4月16日に緊急事態宣言に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が

全国 47 都道府県に拡大され、また岐阜県を含む 13 都道府県が特定警戒区域に指定されたことを受け、急遽、飲食店をはじめとする多くの業種の事業者様に対し、令和 2 年 4 月 18 日から、当初は 5 月 6 日までであったはずが期間延長により岐阜県の緊急事態宣言解除までの長期間にわたり休業や時短営業の協力要請をさせていただきました。この感染拡大防止対策に御理解を頂き、要請に応じていただいた多くの町内事業者の方々に対し、心より感謝とお礼を申し上げます。

この長期間にわたる休業等の影響のみならず、外出の自粛や各種行事の中止等々により、町内の事業者の経営や従業員の皆様をはじめ多くの町民の生活に大きな影響が続いていますが、一日でも早く生活の不安が解消される日が来ることを願うばかりであります。

この休業等の協力要請に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、市町村ごとの申請状況は公表されておりませんが、岐阜県全体では約 1 万 7,000 件の申請があり、今月中には申請された事業所への支払いと全ての事務処理を完了し、7 月には市町村の負担額を示していただけると伺っております。

本町におきましても、町内飲食店に対しテイクアウト等への事業展開に必要な経費として限度額 7 万円の補助金を交付することとし、現在、申請の受付、交付事務を進めているところであります。

また、町内の消費拡大と親元を離れて生活する大学生等の支援を兼ねた大学生等支援物資費用等補助事業は、現段階では申請件数はまだ少ないものの問合せは多く頂いておりますので、今後、申請が増えてくるものと思っております。

さて、議員の御質問にもありました飲食店とその従業員の方々、温泉旅館については、新聞、ニュース等でも度々取り上げられており、全国規模で大きな影響が出ていることは重々承知しております。急激に落ち込んだ我が国の経済を回復するための施策は、国が中心となって資金繰り、給付金、設備投資や販路開拓、経営環境の整備などの面から様々なメニューをお示しし、支援を展開されているところです。

中小・小規模事業者に対する代表的な支援としては、今回、対象者や助成額等が拡充されることとなった持続化給付金や雇用調整助成金、また新たに創設される家賃支援給付金などがあるかと思えます。

また、借入れに関しましては、経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、借入債務を信用保証協会が 100%保証するセーフティネット保証、こちらも今回拡充されておりますし、直近の売上げが前年より一定割合減少した場合に融資が受けられる小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル経融資などがあるかと思えます。セーフティネット保証は、町が窓口となっておりますし、マル経融資につきましては商工会が窓口であることや、町の利子補給制度もある

ことから、比較的利用しやすい融資制度ではないかと思えます。

今後、町はどのような考えで取り組んでいくかということにつきましては、町ができる支援には限界があることから、国、県、町、各種金融機関等が行う様々な支援策を状況に応じて事業者の方々が複合的に選択され、これを活用していただくことにより、今後とも継続して事業を営んでいただくことを強く願っております。

今回の新型コロナ感染拡大により、町内事業者や飲食店のみならず多くの町民の生活に大きな影響が出ています。町としましては、限られた財源の中で、できるだけ多くの皆様への支援につながることや、真に困っている業種や年代層への支援に結びつく施策を検討していく必要があると考えております。

事業者の方に対する支援も終わったわけではなく、国の2次補正にも追加計上されました地方創生臨時交付金を活用し、効果的な支援策を講じてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、議員からは3点ほど町長に政策提案をされておみえですが、このことにつきまして私からお答えさせていただきます。

先ほど申しました追加交付されることとなった地方創生臨時交付金の活用については、今まさに全職員を対象に政策提案を募っている段階にあります。まだ追加交付される額の通知はありませんが、議員からの飲食店、温泉旅館等の水道料金の3か月延長ですとか、または町民に新型コロナ対策に関する意見を募集し、提案者にテークアウト無料券を配付したらどうかというアイデアにつきましても、御提案の一つとして全体のバランスを考えた中で検討させていただきたいと思えます。

また、教室で学ぶ子供たちのために、町内企業へシールドの作成を依頼してはとの御提案につきましては、町内で操業している企業様の業種や出荷製品等を見させていただいた上で、まずは御対応いただけそうかどうかお伺いしてみたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で、私に対する御質問の答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

②について答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

福井議員の質問にお答えをしたいと思います。

福井議員からの質問は、新型コロナウイルス対策について、第2波、第3波に対する私への、予防策の考えという質問にお答えさせていただきますが、まず事前に申し上げておきたいのは、

このコロナウイルス関連の対応がどのような仕組みで行われているかということ、多分皆さんほとんど御存じないと思います。残念な話ですが、実際の感染症対策について、町でやれることは何もありません。これだけはお分かりいただきたいと思いますが、今部長のほうから、持続化給付金であるとかいろんな事業が紹介されましたけど、直接的にやっている町の事業もあれば、国が直接やっているものもあります。県がやっているものもあります。そういうことをちょっと議員の皆さんも研究していただいて、町民に答えていただくときに正確に伝えていただけたらというふうに思います。

今申し上げたような仕組みについて申し上げますと、インフルエンザ等対策特別措置法では、緊急事態宣言は医療提供の体制が危機に陥るおそれがある場合のみ発出できるとされています。これは、当初は7都府県に発出されたわけでありまして、いきなり日本国中全部出すという手法は、本来は使えないということになっております。地域を限定してということですので、ある程度限定した形で、期間も定めて行うということが法制度上決められていると。

これは、内閣といいますか政府が総括をして、それで国民に伝える。しかし、実施するのは全て都道府県知事であります。都道府県知事があらゆる施策を講じていく。権限はほぼ知事に与えられるという形になってきます。いわゆる総合調整役の政府、実行や権限は知事に委ねられるということになります。

いろんな話の中で言われたわけですが、日本は罰則がないということと言われておりましたけれど、罰則はあるにはあるんですけど、都道府県知事がどうしても必要だという物資、これを手に入れるために、なかなか提供しない、売らないとか、持ってこないとかというところに対しては、物資の確保命令ということで刑事罰が与えられると。これにのみ刑事罰の実現ができる。ですから要請があったのに外へ出ているでおかしいんじゃないかと言われたとしても、それは罰則の対象にも何もならないということになります。

昨日のニュースでは罰則について、店舗の営業なんかを罰則付にやらなきゃいけないかという議論が始まるようですけど、日本人というのは喉元過ぎるとすぐ忘れてしまって、あのときはそう言っていたものの、考えてみたら自由を束縛されてしまうということから、なかなかそういう話は見えてこないんじゃないのかなということは考えています。

ここまで説明させていただいた部分については、町のできることというのは何もございません。ただただ眺めている、どうなるんだろう。一般の方々と全く一緒の立場です。

できることというのはそこから動き出して、ネガティブな話ばかりでありますけれど、例えば県から小・中学校を休校にしてくれないかという話がございますと、設置者は私ですので、私は基本的に小・中学校、施設を使わせないという要請の応え方をすると。それを受けると教育長が、じゃあどういう授業の展開をするのか、いつまで休みになるのかということも含めて、

その後の授業が追いつくことができるかどうかということも含めて、県教育委員会から町の教育委員会に話合いの場がつくられている、指示の場かもしれませんけれども。そこで初めて町のやるべきことというのが見えてくると。

これを積極的にやるところもあれば、要請ですから断ってもいいんですけど、それは全国的な流れからいけば、また本当に子供たちのことを心配するのであれば、当然それを聞き入れていくということになります。ほかの施設についても、県の指針が出てきますので、出てくる中でそれを御嵩町に照らし合わせながら施設を閉鎖するという形を取っていくことになります。

また、社会福祉であるとか、医療体制というのは全て県であります。県が医療崩壊を起こさないために、それぞれの県でどうも方針が違うみたいですけど、岐阜県の場合は、クラスター対策は徹底的におやりになったということで、私自身は、岐阜県はうまくやった部類に入るというふうには思っておりますけれど、それぞれのやり方で知事がリーダーとなっておやりになる。

何か要請があつて、ちょっとこれ手伝ってよと言われれば、それは御嵩町も大いに応えていくことになるでしょうけれど、単独でどこか名指しでこういうことをということはまずありませんので、全体の流れの中で、そこから出てしまわないような形の町の対策を練っていくということしかございません。

また、具体的にちょっとお話ししますと、アベノマスクがなかなか来ないと町民がいろいろおっしゃるんですけど、私は知りません。あれは、国が直接国民に配付するものですから、御嵩町に入ってきたものを配付しているわけではありません。ですから、いつ御嵩に配られるかも、どこまで配られているかも全く知りません。先週、ちなみに私の家にも来ました。初めて見ました。これは国の事業ということでもあります。

また、定額給付金、これは国の事業でありますけれど、今ちょっと問題になっているような、中抜きとかいろんな話がありますけれど、御嵩町に国から、補正予算でもお示ししたような数字、人口掛ける 10 万円という数字での財源が国から来ます。プラスアルファとして、事務費というものもあります。ある意味下請で人をかけてやるということになります。その中でパソコンなども買っていいというものがありますので、それで必要な台数をそろえておく。

そして、その話が出てから 1 か月以上になりますので、人の手当てもきちんとして待つということしかないわけですが、全国で、先週ですが、まだ 28.8%とかという数字が出ていたけれど、その時点での御嵩町は、もう既に 90%は超えておりました。私、近隣の町長さんなんか聞いたんですけど、ほとんど 90%を超えています。ですから、多分それからまた日にちもたっていますし、水曜日、金曜日を振込日にしておりますので、結果的にはもう 95%とか、非常に 100%に近くなっていくであろうと。

ただ、3か月間ですので、漏れてなかなか来ていないという人も最終的には出てくるだろうとは思われますので、そのときにこちらからきちんとアプローチをして、こういうものがありますよということをお知らせするような時期が2か月後ぐらいに来るのかなということは思っております。

また、飲食店への県からの50万円、これは市町村に知事が相談されたわけではありませんけれど、50万円という協力金が支払われます。ただし、この50万円の中の3分の1は、後ほど市町村に請求書が来るそうですので、お支払いするということになります。県の事業であります、町もそうしたお金を出しているということになります。

経済対策そのものは、本当に今、第1波が終わったのかどうか分からないような状況でもありますがけれど、やはりどうしても二兎を追わなきゃいけないと、コロナ対策を一つ、またそれによって打撃を受けている経済についてもきちんと進めていかなければ、逆のいわゆる病人、死人が出てくるということもあるかと思しますので、どちらかを切り離して考えていくということは現段階ではできないだろうなど。ただ、強毒性のインフルエンザか何かで罹患したらほとんど、50%以上が亡くなるような事態になる、そんなものが起きたら経済なんていうことは多分言っていられないというふうに思しますので、そういう意味ではまだ、油断ではないですけど、皆さん軽く見ているという部分がやっぱりあるのかなと感じているところであります。

感染症の対応について、地方創生臨時交付金というものが来ます。これを使って、先ほどの水道料金やいろんな事業、町独自の事業に充てていきますけれど、現段階ではそれほど足りているわけではないと。その際に、町独自のものもいろいろやろうということで、今、御嵩町が基金として持っている貯金については、これは町民のお金ですので、その中から新庁舎建設費用でもいいし、財政調整基金でもいいし、1億円ぐらいは事業をやってもいいよということ言っておりますので、それ相応の事業を考えるということになっております。

先般、国の2次補正が可決されましたので、再びこうした交付金が交付されるであろうと期待はしておりますけれど、これが福井議員の質問の答えになるかどうかは分かりませんが、有効な使い方をしていかなければいけないということを思っております。以前から、私は必ず第2波、第3波はあるということを言っております。こうした頂ける交付金を、第2波、第3波を少しでも遅らせ、波の大きさを小さくすることに使えることはないだろうかということは今も考えております。いろんな考えはあるかと思しますので、議員の皆さんにもアイデアとして、使わせていただくかどうかは別として、生み出していただけたら参考にさせていただけるものいろいろあるのではないのかなと。三人寄れば文殊の知恵とも言いますので、考える人間が多ければ多いほうがいろいろ出てくるであろうということは思っておりますので、教えていただければ考えていきたいというふうに思っております。

我々ができる第2波、第3波を抑えていこうとする、できることというのは、もう毎日テレビで言っていることしか実は行政としてはないと、基礎自治体としてはありませんと言わざるを得ません。3密の回避であるとか、マスクの着用であるとか、そして小まめな手洗い、これに尽きるんじゃないかなと。特に今、密集が問題になっています。そういうところを避けていくということにしていかなければいけない。これをお忘れなく日常にしていくと、これが新しい日常だということで、それを習慣にしていこうということはとても大切なことだと思います。

私は、3月の3連休、1回だけ可児のほうへ行ったんですけど、そのときに1人を介したらクラスターになってしまうという状況がああ時点で起きている寸前ぐらいでしたので、本当に10日間、2週間、困ったなと思いつつ先方と連絡を取りながらやっていたんですけど、そうなってくると、自分が既に感染しているという気持ちでいけば、マスクを簡単に外しては歩けないだろうなということは思いますので、もう今ちょっと油断が始まっているかなということも懸念しておりますので、町民にもおおい、くどいと言われるような形でも伝えていかなければならないというふうに思っております。

先ほども申し上げたように議員の皆さんには、多分お金が来ますので、前回は八千何百万円でしたけど、今回は少ないかもしれませんが、第2波、第3波を想定したものに財源を充てられるような事業ができたらと、それが多分全国のモデルみたいになってくる話にもなるかと思っておりますので、有効にどう使うかと。上乘せ分は上乘せ分で要るのであれば、そこに価値があるのなら私は財源は投入したいと。

昨日ちょっと自信を深めましたが、名古屋市の財政調整基金は既に3億2,000万円しかないとおっしゃったので、うちはまだあるぞということで、もう少し負担を増やしてもいいのかなあと今は思っておりますので、いろいろお知恵のほどをよろしく願いいたします。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

どうも御丁寧な答弁をありがとうございます。

時間も差し迫って後の方も見えますので、有効であり速やかな対策をよろしく願いいたします。

あと最後にですけれども、今、若いアパート住まいの人たちは、この各市町村の対策を見て、どこに自分のついの住みか、うちを造ろうかなということを考えている方がかなり見えますので、そこら辺のことも考えていただいての対策を今後よろしく願いいたします。以上です。

議長（高山由行君）

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

引き続き、2人目、岡本隆子さんにお願いします。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、新型コロナウイルス感染症対策についてということで大きく1問、そして細かくは4つについてお尋ねをいたします。

コロナ禍では、町内から、町中から登下校時の子供たちの声が消え、人々のコミュニケーションの場もなくなり、ステイホームが日常になりました。ようやく令和2年5月25日、緊急事態宣言が全国的に解除され、私たちは感染症対策を行いながら新しい日常へと踏み出しました。

しかし、今後、夏休みが近づき、家族で旅行や帰省を計画する人も増えるかと思えます。その中で多くの専門家による第2波への懸念が報道されています。感染症対策やコロナ禍での生活の中で学んだ教訓を第2波、あるいは第3波に生かしていかなければならないとの思いから、今回4つの観点から質問をいたします。

1つ目、医療体制についてであります。

今、医療体制については、町長のほうから町としてできることは何もないというふうにおっしゃいましたけれども、質問をさせていただきます。

御嵩町では、第2波に対して、医療体制についてはどのようにお考えでしょうか。熱があるときの診察はどのようにされるのか。オンライン診察や電話での診療の有無など、ネット環境のある人は調べられますが、高齢者やかかりつけ医のない人はどうしたらいいのでしょうか。

また、御嵩町では1人の陽性者で、その後の感染もなく、今回の場合はクラスターもなくして幸いでした。しかし第2波を考える中で、クラスターへの備えも必要ではないかと思えます。それについてもどのようにお考えか、お聞かせください。

2番目、子育て支援について。

自治体の乳幼児健診は、赤ちゃんの発達を見極めたり、育児不安の保護者に寄り添ったりする重要な場であります。新型コロナウイルスの感染症防止のためとして、中止や延期が続いています。また、この4月からぽっぽかんと保健センターで開設された子育て世代包括支援センターへも足が運べないという状況であります。施設が閉まっているので、赤ちゃんを持つお母さんは赤ちゃんに湿疹ができて困ったとか、離乳食が進まずどうしたらいいか分からないなど、悩みを抱えながら気軽に相談に行けないという声も聞いております。

御嵩町では、毎週月曜日はいきいき健康相談の日となっており、個別に声をかけて来ても

らって状況確認をしているというケースもあるとお聞きしました。子育て世代包括支援センターの設置については、令和2年3月定例会でも質問をいたしました。母子保健分野と子育て支援分野が切れ目なく一体的にサービスを提供する目的で設置されています。コロナ禍であってもその支援の姿勢は変わらないものと考えます。

若い保護者の方の多くは、スマートフォンを持っておられて、LINEやSNSで気軽につながれる方も多いのではないかと思います。今後、LINEやSNSの活用を考えていったらどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

3番目といたしまして、今後のイベント開催の指針についてであります。

コロナ禍で閉館となっていた公民館や図書館などが解除となりました。今後、公民館主催の夏祭りや文化祭、講座、また各種団体主催のコンサートや講演会など様々なものがあるかと思えます。最終的には主催者が判断することであると思いますが、こういったイベント開催の指針はありますでしょうか。

4番目の質問です。学校教育についてであります。

小・中学校が令和2年6月1日から分散登校が始まりました。3か月も学校に行けないという非常事態でした。一番しんどい思いをしたのが子供たちであったと思います。3か月近く学校が閉校となり、児童・生徒の皆さんは外にも出られず、友達にも会えないという本当にしんどい思いをされたことと思います。

そこで教育長に1点目の質問です。以前の全員協議会で、教育長と教育参事をお願いをしました図書館の本の貸出しについてお聞きをいたします。

町の図書館の本の貸出しについては、児童・生徒だけでも貸出しできないかというふうにお願いましたところ、検討しますとのお答えでした。どのような検討をされたのでしょうか。

休校中に本を読んで意見を書いてくるようにとの課題が出ていたようです。そこで本がなくて困っているという声もお聞きしました。町の図書館は閉館中でもインターネットの予約ができ、本を借りることができた時期もあります。町の図書館のインターネット予約ができて借りられるということをお子たちに伝えられなかったのでしょうかということでもあります。これは、全面的に閉館になった時期もあるので、いつもインターネット予約ができたというわけではありませんので、これは後で分かったことです。すみません。

次の質問です。

今後、小学校の高学年は、1時間目から7時間目までの授業——曜日によってですが——となり、必要に応じて1時間目の前か7時間目の後に補習があると聞いております。学校行事や集会については、延期または中止ということをお聞いています。コロナ感染症を防ぐためにはもちろん必要な対策を取って、それでも無理な場合は中止となるのですが、タイト

なスケジュールの中で学校に行きづらさを感じる子も出てくるのではないかと心配をしています。また、生活のリズムを取り戻せない子もいるのではないかと思います。相談体制は大丈夫なのでしょうか。この質問をする頃には給食も始まり、子供たちの様子もつかめている頃だと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

最後の質問ですけれども、修学旅行についても移動の感染リスクが高いなど、保護者の理解が得にくいということもあるかもしれませんが、子供たちにとっては楽しみにしている修学旅行であります。中止とするかどうかは一方的に上からの判断だけではなく、子供たちの意見を聞きながら、子供たちが納得する形で決めてほしいと願っていますが、この点については教育長、いかがでしょうか。

以上、大きく4点についての質問であります。よろしく御答弁お願いいたします。

議長（高山由行君）

まず、1点目、2点目の答弁を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、岡本議員の質問の1番目、医療体制についてお答えをさせていただきます。

御質問には御嵩町が答える立場にはありませんが、既にマスコミ等でも御紹介され御存じのこともあるかと思いますけれども、御了承いただきたいと思います。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症について、帰国者・接触者相談センターに相談していただく目安といたしまして、息苦しさ、呼吸困難、強いだるさ、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、それから高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方などの重症化しやすい方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合、それからそれ以外の方で発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合、妊婦の方については念のため重症化しやすい方と同様に早めに帰国者・接触者相談センター等に相談すること、それから小児については小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談することというのが示されております。

患者さんのふだんの様子や、合併疾患を最もよく知っているのはかかりつけ医であります。高齢者の多くの方は、継続的に投薬を受けながらいずれかの医療機関に受診をされていることと思います。その点では既にかかりつけ医をお持ちかと思えます。迷われた場合はそのかかりつけ医の病院に、いきなり外来受診するのではなくて、事前に電話で相談し指示を受けてくださいとあります。かかりつけ医のいない方につきましては、岐阜県では先ほどの帰国者・接触者相談センターを各圏域に設置しており、御嵩町の圏域としては可茂保健所内に開設されてお

り、新型コロナウイルス感染症に関する相談を行っております。

また、健康相談として、同保健所に電話相談窓口を設置しております。さらに、どこに相談したらいいかわからないという方につきましては、県民総合相談窓口（コールセンター）も設置しております。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、時間的、特例的な対応といたしまして、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の対応として、電話やオンラインによる診療がされております。厚生労働省のホームページによりますと、電話や情報通信機器を用いた診療を実施している医療機関といたしまして、本町では3つ、可児市では9つの医療機関が掲載されております。いずれもまずは直接電話をしていただくような案内となっております。問診等目視診療に限定されるため、対面での診療を行う場合と比べて患者の身元の状況や心身の状況に関して情報を得ることに課題があるように思っております。

クラスターへの備えの一つとして、岐阜県では受入れ可能病床として、感染症病床 30 床、5 医療機関でございます、一般病床 428 床、97 医療機関でございます、合計 458 床を確保しております。軽症者や無症状者の受入れ施設として後方施設を設置し、各圏域少なくとも1か所の宿泊施設を設置していくこととしております。PCR検査体制の拡充として、現在の帰国者・接触者相談センターや、帰国者・接触者外来のほかに、地域外来検査センターも各圏域1か所以上設置していくこととしております。

なお、岐阜県では、感染を受け入れる一般病床や、地域外来・検査センターは非公表とお聞きしておりますので、本町といたしましても場所や設置状況は知ることはできません。御嵩町といたしましては、町民の皆様には岐阜県の行動指針、コロナ社会を生き抜く行動指針に基づく実施感染防止対策として、人との距離の確保、マスクの着用、手洗い習慣、それから高感染リスクから遠ざかりましょうということの紹介であったり、あるいは新しい生活様式の定着について周知・浸透を広報紙や防災行政無線、ホームページなどで行っていくということを考えております。

また、公共施設やイベントの運用、利用方法や行動指針に基づく民間事業者への感染防止対策への協力依頼を継続的に行っていきます。

以上で、岡本議員の1番目の質問、医療体制についての答弁とさせていただきます。

続きまして、2番目の質問、子育て支援についてお答えをいたします。

コロナウイルス感染症予防のために、子育て施設の多くが休業したのは御存じのとおりでございます。ぽっぽかんは令和2年2月29日から休館、ことばの教室は4月13日から休館、保育園は4月7日から登園自粛要請、4月14日から休園をしておりました。

保健センターは、閉館はしませんでしたでしたがソーシャルディスタンスの保持や3密防止対策といたしまして、乳幼児健診や集団支援、ワイワイひろばなど、一部の行事を延期しております。ただし、各施設において次のような対策はしておりました。ぽっぽかんでは親子教室の入室者の連絡体制は確保しておまして、双方連絡は随時行っております。ことばの教室は、通級者に電話で家庭での様子など連絡を取っており、必要により電話相談も実施しております。保育園もクラス担任保育士が園児の保護者に家庭での様子など電話で連絡を取り合っております。

保健センターでは、乳幼児健診、乳児、1歳6か月、2歳児、3歳児の健診でございますが、こちらの延期の案内の折に、子育て状況を把握するためのアンケートを同封し、回答の内容を確認し支援が必要な方へ電話で状況把握をしております。さらに必要な場合は、保健センターへの来庁を促したり、家庭訪問を行っております。その他の行事についても同様の対応をしております。

現在、新型コロナウイルス対策による外出機会が制限されていた中、面談や相談の機会が減少しているのは事実でございます。その上で、今申しましたように、電話連絡、相談、来庁での面談などを実施し、直接的な支援を行っております。健診や相談により日頃から保護者との関係性づくりはとても重要と考えており、今回の外出自粛要請時においても、日頃の顔の見える相談が有効に働いていると思っております。今後も引き続き行っていこうというふうに思っております。

岡本議員からは、スマートフォンによるLINEやSNSを活用した相談の提案を頂きました。ホームページにて専用の相談サイトを作り、定型フォームで質問を行い、後日回答する仕組みをつくっている自治体もございます。課題や問題、相談の内容にもよりますが、相談相手が見えないこと、さらにその方の背景や置かれている状況が分からない中で、文字でのやり取りが有効なのか、解決につながるのかどうか、研究、検討する必要があると考えております。また返信の内容、方法などを研究、検討する必要があると考えております。

まずは今行っています顔の見える対応を軸に、連絡を密にし関係性を構築しながら、今後の新型コロナウイルス感染症対策についても充実させていきたいと思っております。

一方で、ステイホームの期間中、テレワークやリモート会議、それからオンライン飲み会などというのがトレンドとなりまして、今後も継続的に行われる可能性もあります。環境設定やプライバシー保護など、公的に行う上で十分に配慮しなければならない様々な課題、問題などが考えられますが、他市町村や他の行政機関の状況も見ていきたいと思っております。

話は変わりますが、今回の自粛の件でいろんな施設が閉鎖となりましたが、公園までの閉鎖はどうだったのかなあという思いもあります。小さな子供たちが家の中に閉じ籠もっているのは大変でして、公園などの広い場所を走り回るぐらいのことはできるようにしてもよかったん

じゃないかなあという思いもあります。相談体制も大切ですが、お父さん、お母さんが子守の場として公園の開放ぐらいは、今後第2波が来たときの対応として考えておきたいというふうに思っております。

今回のコロナウイルス感染症予防のために自粛し、皆さんもいろんなことを考える時間が多くあったと思います。特に家族の在り方についても考える時間があったというふうに思っております。例えば、子育てのことで、小さなことであれば公的な機関に聞くばかりではなくて、自分の親やおばあちゃんに聞けるのであれば相談してみるということもできると思います。親の経験からアドバイスをもらえたり、相談に乗ってもらえたりということもあると思っております。まずはこういった家族間の協力による子育てがあって、それを補完する意味での公的機関による子育て支援があるというのがいいのかなというふうにも思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

3つ目の質問の答弁を求めます。

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

それでは、岡本議員の3点目の御質問に御答弁させていただきます。

御質問は、今後のイベント等を開催する上での指針はあるかという内容でございます。

結論から申し上げます。令和2年5月25日、国は全国都道府県の緊急事態宣言の解除と同じくして、5月25日から7月末日までを移行期間とし、移行期間における都道府県の対応についてという通知文書を発しており、その中にイベント開催制限の段階的緩和の目安というものを示しております。

岐阜県は、この国が示した目安に準じて段階的に緩和を行うことをお決めになりましたので、本町もこれに準じた対応をしていくこととしております。8月以降についても、国からの通知を待って県に準じた対応をすることになると思います。

新聞等でも報道されておりますが、イベント開催制限の段階的緩和の目安について少し触れさせていただきます。当然のことながらマスク着用の徹底や、手指消毒など、主催者による感染予防対策を講じた上で、3密を回避するための目安となっております。まず、移行期間を3段階に分けております。ステップ1として令和2年5月25日から6月18日までの間、ステップ2は6月19日から7月9日まで、ステップ3が7月10日から7月31日まで、8月1日以降を移行期間後としております。

また、屋内と屋外に分けた目安となっております。屋内においては、移行期間後も含めて収容率は50%未満とされ、屋外におきましても全ての期間を通して、できれば2メートル以上

の十分な間隔を空けることとした上で、ステップごとの人数の上限が定められております。ステップ1の期間は屋内100人、屋外200人、ステップ2は屋内1,000人、屋外も1,000人、ステップ3は屋内5,000人、屋外も5,000人、移行期間後は屋内、屋外とも上限なしというのが目安となっています。

また、お祭り、野外フェス等については、全国的なものや広域的なものは、移行期間中は開催をしない。8月以降は、感染状況にもよりますが、十分な間隔を取って実施ができるとされています。地域の行事については、2段階に分け、ステップ1の期間は特定の地域からの来場を見込み、人員を管理できる場合に限り人数上限100人、または収容率50%で実施、ステップ2以降は特定の地域からの来場を見込み、人員を管理できる場合は実施可とされています。あくまでこれらは目安であることや、第2波、3波の状況にない場合を想定したものであります。

御質問の中で、今後のイベントの開催について御心配されておみえでしたので、現段階でお聞きしている主なものを御報告させていただきます。

令和2年7月に予定していた上之郷、中、伏見公民館主催の夏祭り、8月の御嵩公民館の夏休み子ども広場は既に中止を決定されています。さらに、11月の御嵩町音楽祭、12月の人権講演会、来年1月に予定していた人権映画会も既に中止を決定しており、秋の文化祭については今後検討されるとのことであります。

みたくカレンダーに掲載されている行事につきましては、今後も開催、延期、または中止を事前に町ホームページを通じて皆様にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

町内で行われるイベント等の多くは公民館や実行委員会、また任意の団体等が主催するものがほとんどであり、これらについては町として開催のよしあしを申し上げる立場にはございませんが、議員仰せのとおり、イベント等の主催者は、今、申し上げました国の目安を踏まえ、準備期間も含め感染防止対策が徹底できるかどうかによって実施の可否を判断していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、岡本議員の3点目の御質問の答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

最後、4番目の質問、小項目3点について答弁を求めます。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

3点についてお答えいたします。

1点目は、中山道みたけ館、閉館中の子供たちの本の貸出しについてです。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い令和2年2月29日から3月17日まで閉館として、大人のインターネット予約のみ実施いたしました。3月18日からは開館しましたが、すぐに3月28日から再び閉館となりました。ここからはインターネット予約だけでなく電話予約も実施することにし、玄関の案内板等で周知いたしました。4月16日までの電話予約は105冊、うち子供は15冊、インターネット予約は大人が14冊ですが、絵本が5冊ありました。4月16日は、国の緊急事態宣言が全国に拡大され、岐阜県が特定警戒都道府県に指定され、不要不急の外出自粛が要請されました。よって4月17日からは、電話予約、インターネット予約も休止いたしました。

そのような厳しい外出自粛の最中、4月26日、中日新聞により可児市立図書館が小・中学生への本の配付をしているとの報道がありました。早速、教育委員会は可児市立図書館へ状況について聞き取り調査いたしました。4月29日から本の電話予約を受け付け、配送については正職員8名と臨時職員20名のうち、出勤者が2人1組となって予約された方の自宅ポストへ届けるということでありました。緊急事態宣言が出ている中で、県内で唯一の独自サービスの実施でありました。

御嵩町でも同様のサービスが実施できないかを検討いたしました。緊急事態宣言が出され、図書館サービスの全てを休止せざるを得ない状況の中で、3密を避け、また不要不急の移動を自粛する必要があること、本の消毒とその安全性、さらには職員の体制、安全面を含めた配送手段等を総合的に検討いたしました。現段階での実施は、御嵩町では困難であるとの判断に至りました。

直後のゴールデンウイーク中には、図書館及び美術館等について、対策を万全に取った上での開館が可能との政府からの見解が示されるとともに、日本図書館協会より再開に向けてガイドラインが近日中に示されるとの情報もあり、早い段階で図書館の開館が可能となる見込みが出てきました。こうした状況から、いましばらく我慢をしていただかなければならない期間は続くものの、5月中、もしくは6月上旬頃には本の貸出しが再開できる状況になるものとのめどが立ったこともあり、本の配送は行わず、一日も早い図書館の再開に向け準備を進めてきたところであります。

岐阜県は令和2年5月15日より特定警戒都道府県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されました。コロナ社会を生き抜く行動指針による対応が始まりました。県の主導により5月26日より一部サービスを再開し、6月2日から書架への立入りも可として、サービスを一部拡大して現在に至っております。

本が借りられなかったというお話がありましたが、調べました。御嵩小学校6年生の休業中

の5月11日から5月29日までの課題、みたけチャレンジ③、順番に出しているわけですが、その中で週の時間割、全部週ごとに1日5時間授業をどのようにやっていくといいよという指針でございますが、週の時間割の週3回の朝読書が位置づけてありました。そして、読書の記録プリントを4枚印刷し、朝学習の読書などで読んだ本を記録しましょうと呼びかけていました。6年生の国語の教科書33ページに、本を読んだら記録をつけましょうのコーナーがあり、そこに事例として記載されている記録用紙を、御嵩小学校は読書の記録プリントとして子供たちに4枚渡していたわけであります。

御嵩小学校6年生の課題として問題があるとは考えておりません。しっかりと記録している子供たちも多く、頑張っているということが分かりました。しかし、中山道みたけ館が閉館で、電話予約、インターネット予約も休止している最中であったことは本当に残念なことでした。これからも中山道みたけ館で本を借りようとする子供たちが増えるよう、いろいろな形で小・中学校への周知は徹底していきたいと考えております。

次に2点目です。

学校再開後の1日7時間の授業や補習についてという御心配であります。

御嵩町教育センターの「朝霧」5月号で、私は5月31日までの臨時休業延長の要請を受け、6月1日学校再開に向けてという教育長の方針を述べました。その中で、学校再開後の指導の内容についての御質問だと思いますけれども、そこには次のように私は書いております。

1. 学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施等学習の遅れを補うための指導を徹底します。特に定着が不十分な場合には個別に補習を実施するとともに追加の家庭学習を適切に課す等、必要な指導を進めます。2. 朝活動や放課後に補習の時間を確保します。3. 小学校40分授業、中学校45分授業の実施も考慮し、7時間目の設定等授業時数を確保するように努めます等々であります。

これらの内容は、4月、5月の文部科学省の指導によるもので、実際に6月5日に文部科学省事務次官通知で出されている「学びの保障」総合対策パッケージの中でも位置づいている内容でございます。

しかし、5月18日の可茂地区教育長会が臨時でございましたが、県の学校再開ガイドラインを基に次の点を、4点ですが共通理解し、可茂は一円、同一歩調で対応するように決定し、町長、そして議員の皆様方にも報告したところでございます。

1点目、夏季休業を8月1日から8月16日までに短縮する。よって1学期終業式は7月31日、2学期始業式は8月17日と夏休みを半分以下に減らしました。

2. 冬期休業を12月26日から1月3日までに短縮する。よって2学期終業式は12月25日、3学期始業式は1月4日とすると。

3. これは可茂地区が特別ではありますが土曜授業は実施しないと、地域学校協働活動実施等のためにも実施しないと決めました。

4点目、中学校の卒業式を予定の令和3年3月5日から3月16日に延長し、時数を確保しました。小学校の卒業式は予定どおり3月25日と、これは皆様方にも御報告したところでもあります。

この決定により、授業日がきちっと明確になりました。各学校は再々々度の年間カレンダーの編成をいたしました。最も頑張った教務主任は11回直したということで、本当に頭の下がる思いで申し訳なかったなあということは思っておりますが、そのことによって小学校40分授業、中学校45分授業で7時間目を設定する必要はないということがはっきりしました。よって通常の6時間の授業でどこの学校も進めていくと。ただ、一部の中学校で期末テスト対応として1学期に数回7時間目をやるというところがあります。

児童・生徒の心のケアについてです。

学校再開後においては、児童・生徒の心身の健康に十分配慮するため、教育相談や心のアンケートを実施するほか、状況に応じて教育委員会やスクールカウンセラーと連携して対応していきます。

特に児童・生徒にとって約3か月間に及ぶ長期の臨時休業処置は未経験であり、家庭での生活が長時間続くことによる生活面や精神面に大きな不安を抱えていることも十分承知しております。このため、学級担任等との温かい人間関係づくりを進めるとともに、児童虐待等の重大事態の潜在化防止についても十分配慮していきます。その際、町の福祉課との情報共有やスクールソーシャルワーカーの活用等関係者との関係を図ることを大事にし、児童・生徒等の心身の異変及び家庭内の異変等について配慮をしていく予定でございます。

また、先生方については、スローガン「焦らず、一歩ずつ、着実に」という気持ちでストレスをためず、心に余裕を持って指導していくように伝えているところであります。

最後に3点目の修学旅行の判断についてです。

岐阜県教育委員会は、5月15日の学校再開ガイドラインで、修学旅行や研修旅行等宿泊を伴う行事は、集団による宿泊やバス等での移動により集団感染のリスクが高いと考えられるため、延期または中止すると述べています。文部科学省は5月21日時点の教育活動の実施に関するQアンドAで、修学旅行の実施については、感染防止対策を最優先としていただき、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断いただきますようお願いいたします。その上で当面の措置として、修学旅行を取りやめる場合においても、その教育的意義や児童・生徒の心情等にも配慮いただき、中止ではなく延期扱いとすることを検討していただくなどの配慮をお願いしたいと考えて

おりますと書かれております。

ということで、私たち教育委員会としては、御嵩町の各小・中学校は、実は令和元年度の3月当初でございますが、令和2年度に予定されていた修学旅行の期日を見直して、中学校は全て5月、6月に実施することになっておりましたのを、全て10月、11月にもう延期いたしました。現在、中学校の1校が10月末、あとの小・中学校5校は11月に実施する予定になっております。

今後、各小・中学校は、この修学旅行をどうするのが問題となってきました。その対応として、6月当初の教育委員会及び校長会で、次の点をお互いに確認し合いました。

1点目、各小・中学校は、一方的に中止とせず、延期等により最後まで実施しようと努力していただきたい。2つ目、新型コロナウイルス感染症対応の中での修学旅行の実施については、例年と違って、保護者や児童・生徒の意見も十分聞き、実施可能な方向を共に考え、共に結論を導き出していただきたいと。

文部科学省は、令和2年6月4日ではありますが、旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引第1版をやっと作成しました。今後は、この手引に書いてある内容を参考にしながら、旅行事業者等と連携して、保護者や児童・生徒との協議を踏まえ、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努め実施していくような方向で進めていきたいと思っているところであります。

以上で答弁を終わります。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

教育長におかれましては、大変な中、丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。時間が迫ってきておりますけれども、民生部長に2点だけ質問をさせていただきます。

医療体制については町としてできることはないということなんですが、仮に今後、陽性者が出たとかという場合も、やはりそれはあくまでもその人と県とのやり取りの中で行っていただく。当然地域住民の中には不安を覚える方もいらっしゃる、町に電話なんかもかかってくるんじゃないかと予想されるんですが、そういったときにもそれは県とのことですよというふうなことしていくというふうに理解していいのかということが1点。

それから、若いお母さんたちは非常に、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃればいいんですけども、そういう方ばかりではない中で、確かに顔の見える関係の中で、メールで答えていくということは必要かと思いますが、例えば一方的にできるような離乳食実習なんか

については、今後、第2波とか第3波があった場合に、全部中止ではなくて動画配信なども考えていかれたらどうかなというふうに思いますので、その2点について、民生部長、すみませんをお願いいたします。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

御質問いただきました2点についてお答えをさせていただきます。

まず、陽性者が出た場合の県とのやり取りでございますが、基本的に町のほうが直接やり取りということはございません。県のほう、保健所を通してということになりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、2点目は先ほど私が申したように、基本的には御家族とやっていただくのが一番いいですよというのが考えにあって、その中で補完する意味での町の子育て支援があるといいですよというのの申しました。ただ、議員がおっしゃるように、御家族の援助を頂けない方も当然お見えになっていますので、そういった方のことについて、動画の配信はどうかというようなお話がございました。そういったことも含めてちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開予定時刻は10時40分としたいと思います。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

一般質問3人目に移ります。

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

改めて、おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、この場をお借りしましてコロナ感染症で亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、今、闘病されている方々の一日も早い御回復を、そして医療関係者の皆様、ライフラインを守ってくださる皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が世界中を震撼させています。日本でも令和2年4月16日に全都道府県に緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛やイベントの自粛、3密、いわゆる密閉・密集・密接の3要素を持つ空間を避ける対策が重要であることが発表され、日常生活が余儀なくされました。

その緊急事態宣言も8都道府県を除き5月14日に解除され、5月21日に関西3府県の解除、5月25日に首都圏と北海道で解除されました。宣言が全面解除になってもコロナウイルスが完全に終息するまでには予断を許さないものです。安倍総理も感染者の増加スピードが再び高まれば、2度目の宣言発出の可能性もあると指摘しました。岐阜県でもクラスターによる感染者は出たものの、感染予防対策の徹底や県民の協力により大きな拡大にはなっていません。

今後、経済活動が再開してくると新たな波が起こることが懸念されています。コロナとの闘いは長期戦になると言われています。新型コロナウイルスは未知のウイルスで、その特徴は世界中の様々な研究機関で研究され、解明がなされていくと思いますが、それまでの間、これから上手に付き合っていくほかありません。

このように新型コロナウイルスは、終息までの道のりは険しい中、いよいよ梅雨が始まり、大雨、台風による災害、最近頻繁に岐阜県と長野県の県境で群発している地震などにも心配しながら、地震災害が起きた場合の備えを危惧しています。そんなコロナ禍のさなか、地震や水害など避難が必要な災害が起きたとき、その備えは二重、三重にも重要なことだと考えます。

去る令和2年4月13日のことではありますが、関東地方で局地的な大雨により、千葉県鴨川市は、市内の江見、曾呂、大山地区の土砂災害警戒区域で5段階レベルのうちレベル4に当たる土砂災害の危険が非常に高まっているとして、34世帯80人を対象に避難勧告を出し、3か所で避難所を設置しました。

コロナウイルスの中ですから、避難所では入り口でマスクの配付や検温、手の消毒ができる準備をし、保健師が待機したそうです。避難所は換気をし、2メートル以上の距離を保ってもらった準備をしたとのこと。幸か不幸か、実際に避難した人はなかったとのこと。案内では、避難所などで人が密集すると、新型コロナウイルスに感染する心配があります。安全な場所に住んでいる親戚や知人など、頼ればそこに分散して避難することも考えてくださいと

いう通達や情報も発信されたそうです。

国は、令和2年4月に避難所が過密になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を設置していくことや、親戚や友人宅への避難も選択肢としてもらうよう住民に周知することなどを地方自治体に要請しました。

岐阜県もこの5月に新型コロナウイルス対策を盛り込んだ避難所運営ガイドラインを策定しています。避難所では多くの避難者で過密になり、雑魚寝の状態も余儀なくされます。コロナの感染防止には、人と人が接触しないことを求められることが重要です。こういった雑魚寝が解消できない避難所の現状を変えることも必要です。

そこで質問ですが、1つ目に、御嵩町の避難所運営マニュアルが平成26年に策定されていますが、新型コロナウイルスなど、感染症に対応したマニュアルが必要だと考えます。県のガイドラインを参考に見直しをする考えはありますか。他の自治体では、既に取りかかっているところもあります。もしするとしたらその時期はいつ頃でしょうか。

2つ目に、災害時には、自助はもちろんですが、共助の大切さから自主防災組織の防災活動の中心となる防災リーダーが大きな役割を担うことから、毎年防災訓練を行っているように、避難所の設営に関しても防災リーダーの役割は大変重要です。がしかし、御嵩町の避難所運営マニュアルを知っているリーダーは皆無だと思います。これを機会にリーダー会でマニュアルの読み解きを実施するなどして周知を図ることも一つと思うが、いかがでしょうか。

3つ目に、コロナ禍の今、行事・イベントの中止や自粛が行われていますが、毎年楽しみにしている8月のよつてりやあみたけ夏祭りも中止になってしまいました。そこでですが、今年の防災訓練はやるのでしょうか。今年だからこそ新型コロナウイルス対策を想定した避難所運営訓練をやるべきと考えますが、いかがでしょうか。

4つ目に、新型コロナウイルスに対応した備蓄品の拡充として避難所に配備する必要がある非接触型の体温計、あるいはサーモグラフィー、パーティション、間仕切り、換気用機材、マスク、消毒液、ビニール手袋などの手配はどのように考えておられるでしょうか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

4点について執行部の答弁を求めます。

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

それでは、奥村議員の御質問にお答えいたします。

御質問は避難所運営マニュアルの見直し、避難所運営マニュアルの防災リーダーへの意識づけ、今年の防災訓練の実施の有無、感染症に対応した備蓄品の拡充についての4点でございます。

す。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所運営マニュアルの見直しについてでございます。

議員御質問のとおり、岐阜県は令和2年5月に避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」を策定しました。本町におきましても、県が示されたガイドラインに基づき直ちに見直しに着手しております。先週、総務防災課がまとめ上げたマニュアル案について、民生部を中心とした避難所開設班の代表者にお集まりいただき、避難所開設について机上訓練を実施したところ、見直すべきところや課題も見つかってまいりましたので、現在、その修正作業を行っているところであります。また、今月中には職員による避難所開設訓練を実施し、マニュアルの検証を行った上で策定し終える予定で進めております。策定できましたら防災リーダーでもある議員の皆様にも配付をさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、コロナ禍における避難所開設に当たっては、3密回避のため、これまで以上に広いスペースや、場合によっては通常開設していない施設の利用も考えておく必要がありますが、多くの施設を開放するための職員の数にも限界があることから、通常開設している避難施設の全ての会議室等の使用を優先したいと考えております。

また、町民の皆様には感染予防の観点から、まず避難所への避難を考えるのではなく、自宅の災害の危険性を確認した上で在宅での避難や、水害等であれば、高い部屋への垂直避難、また親戚や友人のお宅への避難ということも選択肢とされることをお願いしていきたいと思っております。

2点目の避難所運営マニュアルの防災リーダーへの周知と、3点目の防災訓練の開催に関する御質問について、併せてお答えさせていただきます。

ここにお見えの議員の皆様をはじめ各地区の防災リーダーの皆様には、お忙しい合間を縫って毎年開催している住民向けの防災訓練の計画立案から、当日の訓練の運営まで行っていており、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

これまでの防災訓練で、防災リーダーの皆様には町の防災倉庫に備蓄している防災備品の取扱い方であったり、非常用持ち出し袋普及のための説明、AEDや応急手当の指導、炊き出し訓練等々、参加していただいた住民に対し防災意識の高揚や知識の普及を通して、住民の自助意識を高めていく上で重要な役割を担っていただいております。

本町では、平成26年度に感染症対策を盛り込んでいない平常時の避難所運営マニュアルを策定しました。大規模な災害が発生した際、避難所の運営に大きなお力をお借りしなければならない防災リーダーの皆様に対し、このマニュアルを周知し、内容を把握しておいていただくとともに、時にはマニュアルに基づいた訓練やHUGなども計画したいところですが、それが

できていない状況にあります。

議員から防災リーダー会でマニュアルの読み解きを実施して周知を図ったらどうかという御提案を頂きました。1つ目の御質問にお答えしたとおり、近く感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルができますので、今年の防災訓練においては、マニュアルの読み解きも併せ、防災リーダーの皆様と一緒にマニュアルに沿った形で、コロナ禍における避難所の運営訓練を行う計画で進めているところですので、議員の皆様にもぜひの御参加をお願い申し上げます。

したがって、今年の防災訓練は、再び緊急事態宣言が発出されたり、感染者が急増している状況にない限り、予定どおり令和2年9月6日に実施しますが、コロナ禍に変わりはございませんので、今のところ参加者は職員と防災リーダーにとどめ、一般の方や自治会には参加を呼びかけない方向で進めておりますので、よろしく願いをいたします。

4点目の備蓄品の拡充についてであります。

感染症対策に必要な備蓄品につきましては、国内での感染者が増加しつつある3月より、マスクや消毒液などの追加購入を進めてきたところであります。また、5月1日に新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補正予算（第1号）をお認めいただきましたので、さらに避難所における感染症予防対策に必要な非接触式体温計や、不織布マスク、消毒液やフェースシールド、ビニール手袋、防護服などなど、既にほとんどが納入され備蓄されている状況にあります。

また、パーティションや簡易テント、段ボールベッドなどは現在も備蓄しておりますが、背の高いパーティションについて、50張りほど買い増しをしますし、職員が行うマニュアルに基づく訓練等において、さらに備蓄が必要なものや数が不足するようことが分かれば早めに対応し、災害時に備えたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上で、奥村議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

令和2年9月6日に防災訓練を実施することなんですけど、可児市のほうも9月6日に実施されるということなんですけど、やっぱりコロナ禍の中であっても大変重要でございますので、しっかりやっていただきたいと思っております。

ちょっと最後に1点なんですけど、先ほど言われました住民に対する周知ということで、

やっぱり在宅の避難だとか、それから垂直避難、先ほども言われました友人とか知人宅への避難ということなんですが、実は鴨川市から頂いたんですけど、こういったA3のチラシを作られてまして、家庭での避難先を考えようということで、この中に今、新型コロナウイルスの感染が拡大している中、大勢集まる避難所へ行くことは感染リスクが高くなるので、自宅での避難だとか、それから避難所に持ってくる持ち物として体温計とかマスクとか、こういったチラシを作られてまして、事前に全戸配付をされたそうですので、御嵩町もこういったものを考えていく必要があるかと思いますが、その辺のところを1点だけお聞かせください。

議長（高山由行君）

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

お答えします。

この後の安藤雅子議員の質問とも少し関連しますが、今、奥村議員御提案いただいたような格好で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

まだまだコロナのほうも第2波、第3波が予想されますので、しっかりとした対応をよろしくをお願いします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

引き続き、7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

お許しを頂きましたので、通告書に従い質問をいたします。

今日の質問者は4人で、全員新型コロナウイルスの対策についての質問ですけれども、私は感染症対策を含む防災対策についてお伺いをします。

私の前の質問者の奥村議員も新型コロナウイルスと避難所について質問されましたので、重複する部分があるかもしれませんが、御答弁のほうよろしくお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態が解除となった今でも不自由で注意の要る毎日をお過ごししているこの頃です。この地方も梅雨入りをしました。まだ災害が出るほどの降り方はしていませんが、今年も大雨が予想されており、加えて台風シーズンも迎えると油断はし

てられません。また、令和2年4月からは、大小含めて100回以上の地震が起こっており、5月には高山で震度4を記録しました。いずれも今すぐに危険が迫っているというわけではないかもしれませんが、備えは十分にしておかなければなりません。

県の避難所運営ガイドラインに、新型コロナウイルス感染症対策編が加えられました。その中で、3つの密、密閉・密集・密接の回避のため、前後左右2メートル間隔の確保のレイアウトがあります。避難所に収容できる人数が大幅に減り、避難場所の不足が考えられます。県は教室の使用や、高校、宿泊施設等の活用を検討とっておりますけれども、町内には候補となるような施設がありますか。そうした施設の活用や協定を結んでいるところはありますか。もしなければ、今後協定を結ぶ予定はありますか。

感染症予防に段ボールベッドが有効だと言われていています。ウイルスは飛沫となって床に散らばり、床に落ちたウイルスは当然感染力を持っています。段ボールベッドは、床から30センチの高さとなり、この頃では頭から胸までの覆いを取り付けるなど、より一層飛沫飛散防止の機能を持つものも出てきました。ベッドの1つが1人分のスペース確保にもなるし、段ボールは間仕切りとしてプライバシーの確保にも使えます。

令和2年5月23日の中日新聞に、町が一般社団法人ブレイクスルーバンクと災害時における備蓄用パンの供給に関する協定を結んだと載っていましたが、段ボール会社との協定は考えていますか。

3密を避けることでの避難所不足の対応として、施設を増やすことのほかに、災害の種類によっては親戚や知人の家への避難、自宅での垂直避難など分散避難が考えられます。また、避難する際の持ち物に、マスク、体温計、消毒薬を加えるなど、事前に住民に知らせ、家族や知人と話し合ったりして考えてもらう。自分でできること、しておかなければならないことへの協力を仰ぐことが重要ですが、住民への周知はどのように考えてみえますか。例えば自主防災会の活用などを考えられるかと思います。

コロナ感染症の終息が見えない今、いつ起きるか分からない地震や台風、豪雨等に備え、災害時の対処法に関して、現時点で議論を深め、やれることから始めていく必要があると考えます。

私の質問は、協定に関して2件と、住民への周知についてです。御答弁、よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 須田和男君。

総務部長（須田和男君）

それでは、安藤雅子議員の御質問に回答をさせていただきます。

御質問の趣旨は、3つの密を回避するためには、避難所施設の不足が予測されることから、学校はじめ宿泊施設等との協定は考えているか、また町内には段ボールを扱う企業があるが、協定を結んではどうかという協定に関するもの。それから、コロナ禍での災害時における避難の在り方をどう住民に周知していくのかという御質問でございます。

議員の御質問にもありますとおり、令和2年5月に岐阜県が策定した避難所運営ガイドラインでは、避難所において、3密、密閉・密集・密接をつくらないためには、現在の指定避難所だけでは足りなくなるおそれがあることから、事前に検討しておくこととして、学校を避難所としている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討、指定避難所以外の施設として、高校、大学、専門学校、旅館やホテルなどの宿泊施設の活用を検討、要配慮者の避難先として宿泊施設等の活用の検討、車中泊は推奨しないが、車中泊が増えることが想定されるため、車中泊に備えた場所の確保の検討などが例示されております。

本町内には2つの高等学校がありますが、2校とも平成18年2月に非常災害時における学校開放に関する協定を締結した上で、町の指定避難所に位置づけているところであります。宿泊施設につきましては、本町では鬼岩地区にのみ旅館があると認識しておりますが、鬼岩地区は豪雨の際、連続雨量100ミリを超えると国道21号、美佐野・次月峠間が封鎖されるため、事前に区域外への避難所への避難をお願いしている地区でもあることから、協定締結により避難所とすることは想定していませんので、よろしく申し上げます。

コロナ禍における避難所不足に配慮、御心配をされた御質問であります。奥村議員の答弁と重複しますが、多くの避難所を開設するためには、職員の人数も課題となってくることから、増設ありきではなく、まずは通常開設している避難所の会議室等全ての部屋を使用することを最優先に考えておりますので、それに必要な備蓄品もそろえていきたいと考えております。

協定に関する2つ目、段ボール会社と協定を締結する考えがあるかとの御質問についてお答えします。

東日本大震災の折、町民の方より大変多く寄せられた支援物資を送るための段ボール箱が不足したことから、町内のワゴパッケージテクノさんに御相談をしたところ、指定したサイズの段ボール箱を特別に作っていただき、御提供いただいたことがございました。当然、協定は締結していませんでしたが、町が困っているのならと素早い対応をしていただいたことに大変感謝したことを覚えております。

段ボールベッドやパーティションなどは町でも備蓄しておりますが、数量にも限りがあり、数多く必要となった場合は、発注から納品に期限を要することや、軽くて使い勝手のよい段ボールは避難所運営においても様々な場面で活用できることから、事前に町内の企業様と協定

を締結しておくことは行政としても大変心強いものと考えます。

よい御提案を頂きましたが、相手があることですので、町が求める支援など、内容を詰めた上で町内の企業様にお話をお持ちし、御了承が頂ければ話を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍における避難に関する住民周知についてでございます。

台風や豪雨による避難勧告や避難指示、大規模な地震などにより避難しなければならない事態となった場合でも、感染症対策を意識しておくことは重要なことであります。町の避難所運営マニュアルにおきましても、住民が避難する前に、準備、検討することを事前に周知しておくこととして、次のことを掲げております。

1つ目、自宅の災害の危険性を確認した上で、自宅で居住が継続できる場合は在宅避難や親戚や友人宅への避難、水害等においては垂直避難も検討をしておいていただくこと。2つ目、マスク、消毒液、体温計、ビニール手袋等は持参していただくこと。3つ目、避難所に行く際はマスクを着用し、可能であれば健康状態チェックカードを事前に記入し持参いただくこと。4つ目、避難所では2メートル間隔の確保を含む感染症対策を徹底していただくこと。これらのことをお願いする文書とともに、避難者カードと健康状態チェックカードを7月1日に全戸配付する予定で進めております。

また、ホームページやSNS等にも掲載し、平時における事前の準備や避難所における感染症対策について御理解と御協力を求めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、安藤雅子議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

町のほうとしてもいろいろ考えておっていただけるということ、そして順次もう手早く備品を備えつつあるということで大変心強く思っておりますが、必要なときはためらわず避難してこられるような対策をこれからも期待いたします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の町政一般に対する質問は終了いたします。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日6月17日の午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

午前11時11分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治